

岡山県子牛公正取引条例施行規則

○岡山県子牛公正取引条例施行規則

昭和二十三年十二月十四日
岡山県規則第九十六号

〔岡山県仔牛、仔馬公正取引条例施行規則〕を次のように定める。

岡山県子牛公正取引条例施行規則
(昭六一規則一五・改称)

(団体の指定の申請)

第一条 岡山県子牛公正取引条例(昭和二十三年岡山県条例第六十九号。以下「条例」という。)第五条の規定による団体の指定を受けようとする者は、子牛公共取引指定団体申請書(様式第一号)に業務規程及び事業計画書を添えて知事に提出し、認可を受けなければならない。

(昭六一規則一五・一部改正)

(証明書の様式)

第二条 条例第八条の証明書は、子牛競り売り証明書(様式第二号)及び子牛評価証明書(様式第三号)とする。

(昭六一規則一五・全改)

(報告)

第三条 条例第十条に規定する報告は、子牛競り売り(評価)報告書(様式第四号)により、競り売り又は評価を実施した月の翌月の末日までに知事に提出しなければならない。

(昭六一規則一五・旧第五条繰上・一部改正)

附 則

この規則は、公布の日から、これを施行する。

附 則(昭和三五年規則第四三号)

(施行期日)

1 この規則は、昭和三十五年七月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則施行の際、この規則による改正前の規則の規定により知事の発行した許可証、検査証その他の証明書で現に効力を有するものは、改正後の規則の規定により発行されたものとみなす。

3 この規則施行の際、現に保有するこの規則による改正前の規則に定める様式による申請書、請求書、報告書、届等の用紙は、昭和三十五年十二月三十一日(会計関係のものについては、昭和三十六年三月三十一日)までは使用することができる。

附 則(昭和六一年規則第一五号)

この規則は、昭和六十一年四月一日から施行する。

様式第1号(第1条関係)

(昭61規則15・全改)

様式第1号(第1条関係)

子牛公正取引指定団体申請書			
年 月 日			
岡山県知事 殿			
申請者	住所	〔主たる事務所 の所在地〕	
	氏 名(名 称)		印
	法人にあつては 代表者の氏名		
	電 話 番 号	()	—

岡山県子牛公正取引条例(昭和23年岡山県条例第69号)第5条の規定による団体の指定を受けたいので、業務規程及び事業計画書を添えて申請します。

様式第2号(第2条関係)

(昭61規則15・全改)

様式第2号(第2条関係)

子牛競り売り証明書

畜種		開設年月日 年 月 日		伝票No.
入場番号	名号	登記番号	落札価格 円	
生年月日 年 月 日	性別	体重 kg		
種雄牛名号		母牛名号		
購買者番号	購買者の氏名			
産地	所有者の氏名			
備考				
上記のとおり証明します。				
年 月 日				
団体名				印

様式第3号(第2条関係)

(昭61規則15・全改)

様式第3号(第2条関係)

子牛評価証明書

番 号	第 号	所有者	
評価年月日	年 月 日	の氏名	
種 類		評 価 の	円
名 号		価 格	
性 別		血 統	
生年月日	年 月 日		
産 地		特 徴	
備 考			
上記のとおり証明します。			
年 月 日			
団体名			印

様式第4号(第3条関係)

(昭61規則15・全改)

様式第4号(第3条関係)

子牛競り売り(評価)成績報告書

年 月分

性別	競り売り(評価) 頭数	1頭当たりの価格			備考
		最高 円	最低 円	平均 円	
雌	頭	円	円	円	
雄 (去勢)					
計					